資料№.１

（仮称）歴史と未来の交流館整備に係る交流機能の拡充の方針に基づく見直し内容について

平成３０年６月
教育委員会
建設部

１．エントランスや多目的室の拡充

【見直し方針】〇自由度の高いオープンスペース　〇利用者動線等に配慮した喫茶スペース

・エントランスと多目的スペースを一体的な空間とし，体験活動や講座，情報発信スペースなど多様な活動にフレキシブルに対応できるスペースとしました。
・展示室の一部はオープンスペースとも一体的な利用を可能とし，展示と体験を一体的に行えるスペースとしました。
・大人も学べる空間として，座学も行える多目的室や会議室を設置しました。
・オープンスペースでの活動や利用者動線に配慮し，カフェスペースを別棟としました。
・子どもたちが自由に遊ぶことができる室内外スペース，機能を設置します。

２．あらゆる情報発信スペースの確保

【見直し方針】〇より多くの交流を促進する情報発信スペースの確保

・これまでの交流活動スペースに加え，オープンスペースを拡充することにより，歴史や自然，青少年活動の情報だけでなく，幅広い村民の芸術文化作品や地域の歴史，自然，文化・スポーツ活動などのあらゆる情報を発信するスペースを確保しました。
・昔遊び講座や民話・童話語りなど，子どもたちと高齢者が交流できる事業を展開するための，機能，設備を設置します。

３．事務スペースの集約化

【見直し方針】〇博物館機能の確保と空間の有効活用　〇外観形状の見直し

・住民の利便性の向上を図るため，事務スペースを１つに集約して配置しました。
・交流館で活動する各種団体との交流，連携を促進するため，団体活動室を事務室と併せて配置しました。
・配置計画の見直しに併せ，外観形状や屋根形状をシンプルなものとしながらも，自然採光や自然通風等にも配慮した形状としました。

４．屋外広場の交流機能の強化

【見直し方針】〇子どもたちの多様な活動の場　〇気軽に立ち寄れる憩いの場

・火おこし体験や野外炊事体験など，火や水などを使う活動を想定した設備を設置します。
・土器作りや野外炊事，昔の生活体験などのほか，科学実験など，子どもや親子向けの事業を展開するための機能，設備を設置します。
・幅広い村民が気軽に立ち寄れる憩いの場として，カフェとの繋がりを考慮したくつろぎのスペースや自由な遊び場としての機能と，それらに必要な設備を導入します。

５．その他

・相談室を一般出入口とは別にし，相談者のプライバシーに十分配慮した配置としました。
・収蔵庫（考古・民俗）は，将来収蔵分の対応や職員の安全にも配慮し，中二階としました。
・来館時の滞留場所や雨天時の来館等を考慮し，出入り口へピロティを設けました。